

基本的施策の推進

人権教育の推進

(1) 施策の方向	(2) 【事業名】 事業の内容	所管課	(3) 事業実施状況(R1年度)	(4) 課題、対策及び効果	(5) (1)を今後実施する予定がある 場合の事業名とその内容
学校教育における人権教育	<p>【人権教室】 ・人権擁護委員が講師となり、次世代を担う子どもたちが人権教室を通じて命を大切にする気持や、他者への思いやりの心を培い、人権に対する理解を深めるため、中学1年生を対象とした「人権教室」を開催する。 ・人権集会を通して、人権啓発を行う。</p>	<p>市民協働推進課 ※令和3年度から 人権推進課を設置し所管</p>	<p>令和元年度は、市内中学校全校で1年生を対象に実施。 内容：人権擁護委員の講話及びビデオ上映 (題名：いじめをなくすために、今) 実施校 けやき台中学校 6月13日3時限目 142名 愛宕中学校 6月25日2時限目 134名 御所ヶ丘中学校 6月5日5時限目 220名 守谷中学校 6月26日2時限目 132名</p>	<p>学校と協力して生徒への人権啓発「おもいやり」「ゆうき」「やさしさ」「いじめ」について考える機会を設けることができた。今後も継続して実施していくことが効果に繋がっていくと考える。</p>	
ア 発達段階に応じた人権教育の推進	<p>【人権教室・人権集会】 ・人権擁護委員が講師となり、人権教室を通じて命を大切にする気持や、他者への思いやりの心を培い、人権に対する理解を深めるため、「人権教室」を開催する。 ・人権集会を通して、人権啓発を行う。</p>	<p>指導室 ※令和3年度から 学校指導課に名称変更</p>	<p>・人権擁護委員が講師となる人権教室は、6月にいじめ問題をテーマとして中学校1年生を対象に守谷市内全中学校で行われた。 参加生徒数：守谷市内中学校1年生約620名 ・各校において、人権メッセージや絵手紙などを作成し発表した。学級活動において、構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニングを取り入れ、互いを尊重し、協力し合って生活できる好ましい人間関係づくりに努めた。(随時) ・思いやりあふれる学校や町づくりを目的としたディスカッション形式の「Moriyaきらめきフォーラム」を中学校区ごとに開催した。小中学生と高校生が「学校から地域へ広げよう～目に見える変化を起こす」というテーマで意見交換を行い、各中学校区のスローガンを策定し、スローガンが記されたのぼり旗を作成した。こののぼり旗を用いながら、児童生徒自らが、あいさつや緑化運動等を地域に広めていこうと、あいさつ運動や全校集会で活用することで人権教育への啓発を行った。 (参加者：守谷市小中学校全児童生徒約6,200名、守谷高校生生徒会16名、会場：各小中学校、期間：8月～12月) ・「道徳の時間」を通して思いやりの心を育んだ。(随時) ・NHKいじめを考えるキャンペーン「100万人の行動宣言」に登録した(守谷中学校)。</p>	<p>・人権教育、マナーアップ推進事業については計画的に実施しており、児童生徒の人権に対する意識も高まりつつある。特に、いじめ防止等に代表されるような思いやりあふれ、誰もが尊重される学校やまちづくりについて、「きらめきフォーラム」に象徴されるように児童生徒主体の活動が展開されている。今後も、成果と課題を明確にして人権教育を継続していきたい。</p>	
	<p>【人権メッセージ等の募集】 ・憲法で保障されている国民の基本的な人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、小・中学生を対象に人権週間に合わせて人権習字・メッセージの募集展示、入賞者表彰等を行う。</p>	<p>指導室 ※同上</p>	<p>・集会で「Moriyaきらめきフォーラム」(上記)のスローガンや人権啓発ビデオを視聴した感想を発表した。学級活動において、構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニングを取り入れ、互いを尊重し、協力し合って生活できる好ましい人間関係づくりに努めた。(随時) ・人権作文コンクールに向けて、人権を意識した作文を書き出し人権意識の向上や日常化を図った。(8月、9月) ・人権週間の取組の一環として、小学校で人権メッセージ・人権習字に取り組み、作品を掲示し人権に関する環境を整えた。また、児童生徒が主体となって、いじめ防止について考える場を設定した。(5～12月)</p>		
		<p>市民協働推進課 ※令和3年度から 人権推進課を設置し所管</p>	<p>市内小・中学校から約200点を募集し、人権習字39点、及び人権メッセージ48点の入選者を選出。人権週間(12/4～10)に合わせて市役所ロビーにて展示。その後、文化会館にて1週間展示。その他、入選者の作品を冊子として作成、入選者及び各学校に配付。</p>	<p>今後も小中学生へ人権習字やメッセージを通し人権に対して考える機会が必要である。</p>	

人権教育の推進

(1) 施策の方向	(2) 【事業名】 事業の内容	所管課	(3) 事業実施状況(R1年度)	(4) 課題、対策及び効果	(5) (1)を今後実施する予定がある 場合の事業名とその内容
学校教育における人権教育					
ア 発達段階に応じた 人権教育の推進	<p>【マナーアップ推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各小中学校であいさつ運動を実施する。また保幼小中高一貫教育の観点から、小中高と地域が一体となったあいさつ運動も行う。 	指導室 ※令和3年度から 学校指導課に名称変更	<ul style="list-style-type: none"> いばらき教育の日(10月15日)に守谷駅において、中学生と地域住民が一体となってあいさつ運動を行った。 各小中学校におけるあいさつ運動に加え、各中学校区での小中高と地域合同での活動に積極的に取り組んだ。異学年交流を通して、コミュニケーションやあいさつの大切さを理解できるようにした。 	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育、マナーアップ推進事業については計画的に実施しており、児童生徒の人権に対する意識も高まりつつある。特に、いじめ防止等に代表されるような思いやりあふれ、誰もが尊重される学校やまちづくりについて、「きらめきフォーラム」に象徴されるように児童生徒主体の活動が展開されている。今後も、成果と課題を明確にして人権教育を継続していきたい。 	
	<p>【総合的な学習の時間における人権教育の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女混合のグループによる話し合い活動や学習活動を行ったり、地域の人との関わり合いを重視した交流活動を実施したりする。 	指導室 ※同上	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校における総合的な学習の時間においては、男女混合のグループで調べ学習や意見交換等を行い、お互いの考え方や立場を尊重する態度を育てた。 		
イ 学習内容及び指導 方法の充実	<p>【全教育活動における人権尊重の視点に基づいた学習活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒が取り組む集会活動の充実や体験的な学習活動や問題解決的な学習活動を充実させる。 <p>【人権教育総合推進地域事業(守谷中学校区)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の充実を図る。 	指導室 ※同上	<ul style="list-style-type: none"> 「考え、議論する道徳」を実践し、児童生徒が自分の考えや体験を話し、他者の意見を聞いて受容し合ったりする授業を行った。 全教科、領域において、児童生徒が主体となり対話にあふれ考えを深めることができるような授業を展開している。 各校において、外部講師を積極的に活用して人権に係る講演会等を積極的に行い、児童生徒だけでなく保護者への人権の啓発に努めている。 (産婦人科医師による命の授業、IT専門家によるSNSによる人権侵害等) 平成30年度より、守谷中学校区(守谷中学校、大野小学校、高野小学校)において、文部科学省、県の指定を受け人権教育総合推進事業に取り組んでいる。各校での人権教育に係る講演会、教職員の人権教育の視点に基づく授業改善を図った。 <p>【人権教育講演会】</p> <p>期日:12月6日 場所:守谷中学校 講師:日本体育大学名誉教授 清原伸彦氏 演題:人をつくる一誰でもやればできる一 参加人数:成人 88名 教職員 22名 小学6年生(大野小、黒内小) 103名 中学生(守谷中)346名</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全教科、領域での学習活動をととして、児童生徒がさらに自己肯定感を高め他者を受け入れ合えるような授業改善を継続していく必要がある。 学校における人権に係る教育活動に、保護者や市民の積極的な参加を促すために、学校以外の機関との連携を強化する。 	
ウ 教職員の資質向上	<p>【人権教育啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> 初任者及び守谷市に初めて赴任してきた教職員、各校人権教育主任を対象に、人権教育の理解と啓発を図る。 	指導室 ※同上	<ul style="list-style-type: none"> 4月25日(木)守谷市に初めて赴任する36名の教職員に対して、人権教育について概要説明を行った。 11月1日(金)守谷市教育研究発表会において、守谷中学校と黒内小学校が人権教育の視点に基づいた授業(道徳、学級活動、総合的な学習、美術)を市内の教職員に公開し、教職員の授業改善及び人権感覚の向上に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育研修講座は、特に初任者及び守谷市に初めて赴任してきた教職員に対しては非常に有効である。今後も実施を継続していきたい。 人権教育総合推進地域事業の協力校を中心に、人権教育の視点に基づいた授業を全市に広めていきたい。 	
	<p>【人権教育研修講座】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権教育の推進と充実を目指し、教職員を対象に研修会を開催。教育委員会主催であり、人権推進室長が講師を務める。 市及び教育委員会主催の人権教育講演会への教職員の参加。 	市民協働推進課 ※令和3年度から 人権推進課(新設)が担当	<ul style="list-style-type: none"> 当市の小中学校に初めて赴任した教員及び新規採用教職員研修会(4月25日実施) 人権教育研究部研修会(8月1日実施) <p>これらの研修会において、守谷市の人権施策及び同和問題について講話を実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新規採用された職員や守谷に赴任された教職員等に対して、人権、同和問題を正しく認識していくためにも、今後も必要である。 	

人権啓発の推進

(1) 施策の方向	(2) 【事業名】 事業の内容	所管課	(3) 事業実施状況(R1年度)	(4) 課題、対策及び効果	(5) (1)を今後実施する予定がある 場合の事業名とその内容
市民への人権啓発					
ア 学習機会の提供	<p>【人権啓発研修会】 人権週間に併せて「文化会館人権啓発研修会」を開催し、人権に関するさまざまな問題について学習し、見識を深めてもらう。</p>	<p>市民協働推進課 (文化会館) ※令和3年度から人権推進課(新設)が担当</p>	<p>【人権啓発研修会】 12月の人権週間に併せて「文化会館人権啓発研修会」を開催し、教育関係者及び当館利用者等に参加してもらった。 12月7日(土)文化会館 演題 「今聴いておかないと、きっと後悔するスマホの話」 講師 鈴木 宏治 氏 演題 「福田村事件」から人権を考える 講師 市川 正廣 氏 参加者 62名(教育関係者・当館利用者等)</p>	<p>・人権啓発研修会を実施するため、茨城県教育委員会の事業である人権教育講師派遣事業を活用し、少ない予算で開催することができた。 ・情報社会における新たな人権問題について、当館利用者や近隣住民にむけて、学習の機会を提供することができた。</p>	
	<p>【主催講座における人権啓発】 講座カリキュラムに人権啓発DVD作品を鑑賞する時間を設け、学習の機会とする。</p>	<p>市民協働推進課 (文化会館) ※同上</p>	<p>【主催講座における人権啓発DVD鑑賞】 ・書道講座(DVD:三人兄弟)7月:13名 ・尺八講座(DVD:三人兄弟)8月:11名 ・料理講座(DVD:三人兄弟)2月:12名 ・アクセサリ講座(DVD:三人兄弟)2月:5名</p>	<p>・講座受講生という、年齢や生活環境は多様だが興味を同じくする市民に、学習機会および感想・意見を交わせる場を提供することができた。</p>	
イ 啓発内容の充実と多様な啓発媒体の活用	<p>【広報もりやの活用】 「人権週間」をはじめとする強化期間などの広報活動や人権擁護委員等による啓発活動の紹介を掲載する。</p> <p>【館内掲示・市ホームページ活用】 人権週間に併せて行われた「文化会館人権啓発研修会」や主催講座募集・職業相談を紹介し、人権週間や隣保館活動を市民に周知する。</p>	<p>市民協働推進課 ※同上</p> <p>市民協働推進課 (文化会館) ※同上</p>	<p>広報もりやを活用し人権啓発を行った。 8月10日号 「子どもの人権110番」強化週間のお知らせ 9月25日号 行政相談週間のお知らせ 11月25日号 人権週間のお知らせ</p> <p>【館内掲示・市ホームページ活用】 主催講座募集・職業相談について広報・ホームページに掲載したほか、12月の人権週間に併せて開催した「文化会館人権啓発研修会」の様子を館内掲示し、人権週間や隣保館活動を市民に周知した。 ・人権啓発研修会:1回(12月) ・主催講座:4講座募集(5~7月) ・職業相談:年6回(偶数月第3水曜日)</p>	<p>多様な啓発媒体の活用について、翌年度は広報モニター等の利用を積極的に実施する必要がある。</p> <p>・館内外への掲示のほか、広報・ホームページを活用することで、多様な手段で市民に周知することができた。</p>	
ウ 国、県、関係団体等との連携による啓発活動の充実	<p>【守谷市人権施策推進基本計画の推進】 守谷市における人権施策に関する施策を総合的に推進していくために「守谷市人権施策推進基本計画」に基づいて、各施策の取組を推進する。</p> <p>【街頭啓発キャンペーン】 商工会まつりや人権週間(12月4日~10日)にあわせて人権擁護委員等と、広く市民に人権の大切さについての認識を深めることを目的に、街頭啓発を行う。</p> <p>【隣保館運営事業】 茨城県隣保館連絡協議会との連携により、人権啓発用品の配布。また、守谷市文化会館単独での啓発用品の配布。</p>	<p>市民協働推進課 ※同上</p> <p>市民協働推進課 ※同上</p> <p>市民協働推進課 (文化会館) ※同上</p>	<p>平成31年2月28日(木)、令和元年度第1回守谷市人権施策推進協議会を開催した。各課における人権に関する各施策の推進の取り組みや、平成30年度の事業の進捗状況について報告。</p> <p>9月28日(土) 守谷駅西口広場(商工会まつり)において、人権擁護委員5名、職員による人権啓発活動を実施。チラシ及び啓発グッズ(300セット)を配布した。 12月2日(月) 市・教育委員会・人権擁護委員・市内中学生による街頭啓発キャンペーンを実施。守谷駅及び市内店舗(4箇所)で啓発用品(ボールペン1,000本)及びチラシを配布した。</p> <p>茨城県隣保館連絡協議会との連携により、窓口にて人権啓発用品を配布した。(通年実施) また、国・県からのポスターなどの掲示や、守谷市文化会館単独での啓発用品を配布した。(通年実施)</p>	<p>守谷市人権施策推進基本計画に基づく各施策については、人権施策推進協議会で検証し、より効果的・効率的に取り組んでいくシステムを構築していく必要がある。</p> <p>街頭啓発キャンペーンは、特定の人だけではなく幅広い市民に対し、人権問題の大切さを理解してもらえる場として今後も必要である。</p> <p>・限られた予算の中で効果的な啓発用品を購入する必要がある。 ・啓発により来館した市民に人権意識の向上を図ることができた。</p>	

人権啓発の推進

(1) 施策の方向	(2) 【事業名】 事業の内容	所管課	(3) 事業実施状況(R1年度)	(4) 課題、対策及び効果	(5) (1)を今後実施する予定がある 場合の事業名とその内容
企業等への人権啓発					
ア 企業内人権研修への支援	【人権研修会への支援】 企業における人権学習・啓発について、茨城県人権啓発推進センターやハローワーク常総と連携を図り、講師派遣等の支援を行う。	市民協働推進課 ※令和3年度から人権推進課(新設)が担当	令和元年度においては、企業における人権学習の機会がなかった。	企業における人権学習・啓発について、市から情報を発信していく必要がある。また、事業主に対して、就職差別について「公正な採用選考」についての啓発も必要である。	
イ 就職の機会均等の確保	【就職の機会均等の確保についての広報】 就職の機会均等の確保についての広報を実施する。	経済課	公正採用選考の記事が掲載されている茨城労働局職業安定部発行の「雇用ニュース」を掲示し、企業に対し情報提供を行うとともに、公正な採用等について意識付けを行った。	定期的に情報提供を行うことで、企業に対しての意識啓発に繋がっている。	

相談・支援体制の充実

(1) 施策の方向	(2) 【事業名】 事業の内容	所管課	(3) 事業実施状況(R1年度)	(4) 課題、対策及び効果	(5) (1)を今後実施する予定がある 場合の事業名とその内容
相談・支援に関する 取組の充実	【人権相談】 人権擁護委員が市民の人権にかかわる相談に応じ、適切な指導助言を行う。 (家庭内の問題、虐待、DV、いじめ、同和問題、セクハラ、近隣関係、相続、借地借家、金銭貸借、登記、その他)	市民協働推進課 ※令和3年度から人権推進課(新設)が担当	令和元年度:相談日は4・5・6・7・9・10・12・2月 全8回 家族関係や職場の人間関係等の相談が多く見られる。必要に応じて関係機関と連携し適切な助言に努めた。	相談内容も複雑化しているため、関係機関との連携が必要である。	
	【法律相談】 市民が抱える法律措置の可能な相談について、法律専門家である弁護士が具体的なアドバイスや解決策を与える無料法律相談を毎月第3木曜日(原則)に開催する。	市民協働推進課 ※同上	令和元年度:相談日は原則毎月第3木曜日 全12回 相談件数は79件(主な相談内容は、相続・離婚・隣人とのトラブル等)	弁護士から法的解決策を教わるができる制度であり、問題を抱える市民にとって大きな役割を果たしている。	
	【行政相談】 市民の相談相手として、国の仕事に関する苦情などの相談を受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを行う。	市民協働推進課 ※同上	令和元年度:相談日は原則毎月第2月曜日 全12回 相談件数は2件。	相談内容も複雑化しているため、関係機関との連携が必要である。	
	【職業相談事業】 ハローワーク常総との連携により、地域住民の雇用促進と職業の安定を目的として職業相談会を開催。	市民協働推進課 (文化会館) ※同上	年6回、ハローワーク常総の職業指導官による出張相談会を開催した。地域住民の雇用促進と職業の安定を目的として職業相談会を開催した。広報、ポスター、ホームページでの周知のほか、生活相談員を通じてポスター・チラシなどの案内を地域住民に向け配布している。 相談会の参加者:12人	・ホームページに掲載記事を掲載するなど、周知に努めているが、雇用情勢の変化(人手不足)から、相談人数は減少している。 ・身近な場所での相談会で就職や職業訓練などの情報を得られ、雇用促進と職業の安定に寄与することができる。	
	【生活相談事業】 隣保館運営において、生活相談員を2名委嘱し、地域住民の生活上の相談対応を行う。	市民協働推進課 (文化会館) ※同上	市が委嘱した生活相談員2名により、地域住民の生活上の相談を受け、必要に応じて関係機関と連携をとり、地域住民の福祉の増進を図った。(通年実施) 相談日数:169日、相談件数:146件	・生活相談事業は国・県の補助金を活用した事業で、年々補助金が削減される傾向にある。 ・相談活動を通じ、地域住民の福祉増進が図られている。	
	【守谷市総合教育支援センターの活用】 ・学習、友達関係、いじめ、不登校等、児童及び保護者の様々な心の悩みについて相談を受けることで、不安や悩みの緩和・解消を図るとともに、いじめ、不登校等の未然防止、早期発見、迅速な対応により解決を図る。 ・教育全般や子育てに関するさまざまな問題、また小学校入学前のお子さんの心身の発達や就学に関わる相談を受け付け、支援を行う。 ・相談の対象を小学生から一般の方々まで広げ、幅広く相談に対応していく。	指導室 ※令和3年度から学校指導課に名称変更	・守谷市総合教育センターは、月曜日～金曜日(9:00～16:00)で相談等を行っている。 ・今年度12月末現在の相談等の件数は以下のとおりである。 電話相談 84件 来所相談 225件 訪問相談・支援 337件 アウトリーチ(家庭訪問) 87回 ※ アウトリーチ:教育支援センター相談員が、不登校児童生徒を対象とした家庭訪問を行う教育的活動。	・アウトリーチも含め、総合教育支援センターの業務内容の理解が学校や保護者に進み、その機能を発揮しつつある。しかし、訪問相談やアウトリーチの件数の増加に伴い全てに対応することが難しくなりつつあり、勤務時間を超過して相談業務に当たっていることも少なくない。 ・相談等の件数に見合った相談体制の充実を図ることが必要である。	
	【適応指導教室の実施】 ・適応指導教室(『はばたき』)は、学校への登校に対し不安を感じている子どもたちへ、再登校のための支援や相談を行う。様々な活動を通して子どもたちの社会性や協調性等を養い、自立心を培う援助を行う。	指導室 ※同上	・今年度の入室生は小学生3名、中学生7名、計10名である。適応指導教室では、児童生徒へ学習・生活習慣の支援だけでなく、保護者に対しても児童生徒の現状や進路も含めた面談や相談を行っている。 ・学校との連携を密にしながら個に応じた援助指導を行い、児童生徒一人一人にとって家庭教育も含めた包括的な教育支援を継続している。		
【児童発達支援】 発達に心配のある未就学児童及びその保護者に対して各種相談に応じる。また関係機関との連携を図る。	社会福祉課	12月末現在 相談件数:632件 指導室、市教育支援センターと連携して、就学相談・学校見学を実施 保健センター、竜ヶ崎保健所と連携して、発達相談を実施 その他必要に応じて学校、保育所、幼稚園、家庭児童相談室、子育て支援センターとも連携を図り、多角的に支援している。	相談者からの相談に対し、関係機関と連携し必要な機関との連絡調整や相談趣旨の確認を行い随時対応した。		

分野別施策の推進

(1) 施策の方向	(2) 【事業名】 事業の内容	所管課	(3) 事業実施状況(R1年度)	(4) 課題、対策及び効果	(5) (1)を今後実施する予定がある 場合の事業名とその内容
女性の人権					
ア 男女共同参画を推進するための意識づくり	【男女共同参画への啓発・教育の推進】 ・市民、事業者、市役所職員が男女共同参画に関する研修に参加し、意識啓発に努める。 ・市内中学校を対象にデートDV防止のための啓発講座を行う。 ・男女共同参画絵てがみコンクールを実施する。	市民協働推進課 ※令和3年度から人権推進課(新設)が担当	・広報もりやに男女共同参画コラムを掲載。 ・市内公立中学校を対象に、デートDV防止講座を開催。 開催日及び対象者数: けやき台中学校 11月26日 161名 守谷中学校 12月10日 129名 愛宕中学校 12月17日 142名 御所ヶ丘中学校 2月18日 177名 ・9月27日茨城県女性プラザにおいて男女共同参画チャレンジ支援セミナーに市民2名、市職員2名が参加した。 ・冬休みに小学5年生と中学2年生を対象に、男女共同参画絵てがみコンクールを実施。男女共同参画について考える機会を作る。入賞作品と応募作品を市民ホールで展示。	多様な世代、多様な形式で啓発を行い、性別に関わらずお互いを尊重しあう意識づくりや職業選択等の男女共同参画意識の醸成ができた。 絵てがみコンクールを若い世代のための男女共同参画についての啓発の機会とし、夏休み前に啓発を行い、更なる課題への認識を深めた上で絵てがみの作品づくりを行える様に配慮した。	
	【男女共同参画推進計画の推進】 男女共同参画社会の実現に向けて市の目指す方向を明らかにし、進捗状況を管理することで男女共同参画の意識づくりを行う。	市民協働推進課 ※同上	守谷市男女共同参画推進委員会を1回開催した。	第三次守谷市男女共同参画推進計画の進捗状況について、市民や各団体の代表者から意見をいただいた。	
	【道徳教育を中心とした男女平等教育の実施】 ・道徳の時間を通して、特に学習指導要領(道徳)内容項目2「主として他人とのかかわりに関すること」における道徳的価値を深めていく。また、学校の教育活動全般を通して望ましい人間関係づくりや、男女相互理解を推進していく。	指導室 ※令和3年度から学校指導課に名称変更	・各学校において年間指導計画に基づき、道徳の時間を通して道徳的実践力の育成に努めた。 ・様々な学校行事を通して、男女が互いに尊重し、協力していく態度の育成に努めた。 ・保幼小中高一貫教育の取組の一環として、中学校区ごとに道徳教育計画を策定した。	・どの学校においても男女が協力して活動する場面が多く見られた。異性を尊重し、互いに協力して助け合おうとする態度が養われている。	
	【両親学級】 第1子の夫婦を対象に妊娠・出産・育児の講義や実習。パートナーとの関係を見つめ直し、夫婦の協力を考える場。	保健センター	年7回実施 参加した夫婦:154組	妊娠期から子育て期を通して、お互いのパートナーシップを考えるきっかけ作りの場となっている。体験や講義に夫婦で参加することで、今と今後について夫婦で考えていくことが、共有できたと好評を得ている。今後も継続していく必要があると考える。	
イ 女性に対する暴力の防止	【DV被害者に対する支援措置】 随時DV被害者の相談業務を行う。必要に応じて各課との連絡調整、緊急避難の支援等を行う。	市民協働推進課 ※令和3年度から人権推進課(新設)が担当	新規相談として10件を受理し、他市町村との連絡調整、関係課との連携等を図り、被害者およびその子どもたちの安全確保と支援を行った。	DV被害者に対する支援は緊急避難のみならず、避難後の生活のために子どもの福祉の確保や生活保護など福祉面での支援が必要になることが多く、相談にあたる職員の専門性の確保が課題であり、現場での実践や研修への参加を通じ職員のスキルアップに努めている。	
	【市営住宅配偶者被害者優先入居】 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に該当する者を優先入居させる。	建設課	該当者なし	当市の市営住宅は66戸であり、被害者の優先入居は、空き状況により左右されるため、県営住宅との連携に努める必要がある。	
	【住民基本台帳事務における支援措置】 DV、ストーカー行為等の被害者の保護のため、支援措置申出により、被害者(申出者及び併せて支援を求める者)に係る住民基本台帳の閲覧、住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写し等の交付制限を行う。	総合窓口課	12月末現在 支援措置実施件数:45件 申出者及び併せて支援を求める者:97名	ストーカー行為等の被害の増加が社会問題にもなっており、今後も継続して実施していくことが、被害者保護のため必要であり有効であると考えられる。	

(1) 施策の方向	(2) 【事業名】 事業の内容	所管課	(3) 事業実施状況(R1年度)	(4) 課題、対策及び効果	(5) (1)を今後実施する予定がある 場合の事業名とその内容
女性の人権					
ウ 地域活動における 男女共同参画の促進	【市主催の会議における保育ルーム設置】 市主催の事業で市長が必要と認めた場合は保育ルームを設置する。	市民協働推進課 ※令和3年度から人権推進課(新設)が担当	「女性のための社会復帰支援セミナー」ほか各種審議会において保育ルームを設置した。 19件 88名	市政への参加や協働のまちづくりのための事業に子育て中の世代が参加可能となった。	
	【学校行事における男女平等教育の実施】 文化祭や運動会(体育祭)において、男女混合グループによる発表や男女混合の種目等を実施する。また、校外学習や社会科見学では、男女混合でグループを構成し、協力して見学や体験を行う。	指導室 ※令和3年度から学校指導課に名称変更	各種学校行事、教育活動を通して、男女混合のグループによる体験活動等を実施した。	各種学校行事を通して、協調性や自己有用感などが養われている。	
	【火災予防活動の推進】 市民の防火・防災意識の向上を図るため、女性団員による街頭キャンペーン等を行い、火災予防の啓発に努める。	交通防災課	・火災予防パレード及び駅前街頭キャンペーン等 実施回数:2回予定(11月10日,7人),(3月1日,7人) ・商工まつり(9月29日,4人) ・消防出初式(1月11日,5人)	啓発活動の一環として、火災予防パレード時に駅前街頭キャンペーン等を実施したことで、防火意識の高揚が図られた。	
	【交通安全活動の推進】 女性の視点での交通指導や交通安全教室を行うことで、交通安全意識の向上に努める。また、市内交差点で立哨を行う。	交通防災課	・交通安全キャンペーン 実施回数:4回(夏 野目里塚交差点(7月22日,5人)・秋 市民交流センター(9月24日,5人)・(冬 野目里塚交差点(12月2日,5人)・(春 市民交流センター(3月23日,5人(予定)) ・交通安全教室(市内幼稚園・保育園(所)・小学校など通年延べ参加人数7,000人予定)	女性隊員による、きめ細やかな交通安全指導により、交通安全意識の高揚が図られた。今後、さらに多く活動の場を広げたい。	
エ 男女が働きやすい環境づくりの推進	【審議会等委員への女性の参画促進】 第三次守谷市男女共同参画推進計画において、令和9年度までに審議会等における女性委員の割合の目標値を40.0%としています。また、「各種審議会委員等の選考に関する運用基準」を設け、女性委員の登用を推進しています。	総務課	【審議会等委員への女性の登用状況】 (平成31年4月1日現在) ・審議会等の数:33 ・総委員数:388名 ・女性委員数:101名(26%)	【課題】 目標値(またそれ以上)の達成 【対策】 審議会担当課、あるいは公募委員募集の際に広く周知徹底する。	
子どもの人権					
ア 健やかな成長を支える教育環境の整備	【各種体験活動の実施】 児童生徒が主体となって参加できる各種体験活動を通して、心豊かな児童生徒を育てる。	指導室 ※令和3年度から学校指導課に名称変更	・あ=あいさつ,じ=時間を守る,み=身支度,そ=掃除からなる「あじみそ運動」「あじみ運動」を中心に基本的な生活習慣や責任感等の育成を図った。 ・児童会・生徒会によるオレンジリボンキャンペーンを通して、いじめ防止を呼びかけた。 ・いじめ防止集会や「きらめきフォーラム」をとおして、児童生徒が主体的に思いやりや誰もが尊重される学校や地域社会をつくっていかうとす	・児童生徒主体の委員会活動や係活動を通して、思いやりや協調性、責任感等が養われている。	
	【中高生保育体験及び子育てボランティアの受け入れ】 中学生の保育体験や職場体験、夏休み期間中の保育ボランティア等を積極的に受け入れ、乳幼児とのふれあいの機会を通して、将来の職業に保育士を選んでもらうことや新しい家庭を持ち、命を育てていくことの大切さを啓発する。	児童福祉課	主に市内中高生等を対象として保育体験や職場体験及び子育てボランティアの受け入れを行う。 内容:乳幼児の子どもたちと一緒に遊んだり基本的な生活習慣の介助を実施した。 ※公立保育所での受け入れ人数(12月28日現在) ・土塔中央 ボランティア 10名,職場体験 14名,街探検 0名,保育体験 315名 合計339名 ・北園 ボランティア 0名,職場体験 2名 合計 2名	公立保育所において中学生の保育体験や職場体験及び子育てボランティアを受け入れることにより、学生等が乳幼児と触れ合う機会を提供し、保育の楽しさや子育ての大切さを体験させることができた。また、学生が将来の職業として興味や関心を持ってもらえるよう工夫した。 今後も乳幼児と触れ合う機会を提供することで、より多くの方に子育て支援の機会を提供していく。	
イ 子どもの権利が尊重される環境づくり	【人権を意識した校内環境づくりの充実】 校内掲示物や教室環境、言語環境等における、人権に配慮した環境づくり及び点検を行っていく。	指導室 ※令和3年度から学校指導課に名称変更	計画訪問(各校1回)の全体会において、校内掲示物や言語環境に対しての指導・助言を行った。	校内掲示物に関して、人権を意識した適切な掲示物が作成されている。言語環境においては、教職員が更に意識して取り組んでいく必要がある。	
	【人権教育を推進するための教育計画作成・研修の実施】 人権教育の全体計画、推進計画、年間指導計画の見直しと計画的・継続的な研修を行っていく。	指導室 ※同上	各校、人権教育計画に沿って、教職員が人権感覚を高め一人一人を大切に学級経営を充実させている。また、法律の理解、言語環境の研修等を実施している。	人権教育における各計画の見直しは適切に行われている。	

(1) 施策の方向	(2) 【事業名】 事業の内容	所管課	(3) 事業実施状況(R1年度)	(4) 課題、対策及び効果	(5) (1)を今後実施する予定がある 場合の事業名とその内容
子どもの人権					
イ 子どもの権利が尊重される環境づくり	【情報発信と保護者・地域社会との連携】 学校・家庭・地域社会と連携を図り、人権課題の正しい理解と啓発活動を推進するために、積極的に情報公開を行い、信頼される学校づくりを進めていく。	指導室 ※令和3年度から 学校指導課に名称変更	・ホームページや各種便りでの情報公開、発信については各学校とも積極的に行っている。 ・学校公開日や授業参観日を設定し、児童生徒の学校での様子を保護者が直接見られるようにしている。 ・各学校とも、ホームページに「いじめ防止基本方針」を掲載している。	情報公開、発信を通して「開かれた学校づくり」に努め、誰もが尊重される学校づくりを継続していく。	
ウ いじめや不登校等に関する取組	【各中学校区生徒指導部会の開催】 いじめや不登校に関する情報交換や校区内での共通支援に向け、定期的に部会や研修を行う。	指導室 ※同上	・必要に応じて、各中学校区3～4回の生徒指導部会を行い、いじめや不登校の未然防止や解消に向け情報交換等を実施している。 ・各校のケース会議等に総合教育支援センター相談員、教育委員会が参加し、支援内容について共有を図っている。	教職員の不登校に対する早期発見、早期対応の意識が高くなったが、学校の支援やサポートだけでは対応できない状況も見られる。	
ウ いじめや不登校等に関する取組	【いじめ実態調査】 毎月各小中学校で調査を行う。いじめの認知件数、解消件数、継続支援件数及び内容や援助指導の状況等を把握し、いじめの早期発見、早期対応に努めていく。	指導室 ※同上	・各校及び教育委員会にいじめ対策本部を設置し、いじめの早期発見、対策、解消に向けて組織で対応するために、毎月校内いじめ対策会議を行っている。 ・本年度より総合教育支援センターに配置となったいじめ対策指導員が毎月1回、各校の校内いじめ対策委員会に参加し、いじめの未然防止、早期対応において的確なアドバイスを行い、支援体制の更なる充実を図っている。 ・毎月各小中学校からいじめ認知調査についての報告を受け、学校・教育委員会、いじめ対策指導員及び関係機関が連携をし、いじめの早期対応に努めている。	・毎月、校内いじめ認知報告とともに議事録を作成し、組織で事案の検討、対応が図られるようになった。 ・いじめ認知件数が増加している。各校、早期発見・対応に尽力している成果が見られる。 ・児童生徒の中に、「いじめを許さない」という意識が高まってきている。 ・今後も継続支援が必要である。	
ウ いじめや不登校等に関する取組	【家庭児童相談事業】 家庭や学校の問題、育児の問題など、適正な児童育成、家庭福祉の向上を図るための相談を行う。	児童福祉課	児童相談(12月27日現在) 相談件数135件 ※出張相談 南守谷児童センター(毎週金曜日) 守谷駅前親子ふれあいルーム(毎月第2水曜日)	子どもの問題や育児の問題など、様々な相談に常時応じ、丁寧に対応することで、不安の解消につながることができた。 また、出張相談を実施することにより、親と身近な場所での相談を可能としている。	
エ 児童虐待の防止	【虐待の早期発見と予防の啓発】 守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会を通して、虐待を受けている児童や、養育支援を必要とする家庭を早期に発見して適切な支援を行う。	児童福祉課	守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会会議、ファミリーサポートセンターのサポーター研修、民生委員児童委員会会議、広報等で虐待の早期発見と予防の啓発をした。また、夫婦喧嘩を子どもの面前で行ったケースの際は、当該夫婦に子どもへの心理的虐待になる旨、説明しパンフレットを手渡し注意喚起を行っている。	虐待の有無にかかわらず、気になる家庭に対して、保健センターや学校等の関係機関や民生委員児童委員等からの連絡が増加している。 今後も虐待の未然防止、育児不安の解消を第一に考え、これら家庭を支援する体制を堅持していく。	
エ 児童虐待の防止	【児童虐待ネットワーク会議の実施】 代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議を開催し、ネットワークの強化、虐待事例の情報共有、虐待対応技術のレベルアップを図る。	児童福祉課	令和元年6月12日(水) 代表者会議 令和元年7月3日(水) 第1回実務者会議 令和元年12月4日(水) 第2回実務者会議 必要に応じて開催(12月27日現在) 個別ケース検討会議18件	守谷市での虐待にかかる状況把握や困難事例の検討をするなど、ケース対応の向上に努めた。各機関と連携し、個別ケース検討会議を適宜開催しており、関係機関との連携や具体的な支援計画を立てて対応することができた。	
エ 児童虐待の防止	【虐待等に関する相談】 家庭相談員や虐待相談窓口の職員による相談・支援を行う。	児童福祉課	虐待等に関する相談(12月27日現在) 要保護相談(虐待)42件 要支援相談(養護)44件	通報を受け、児童の安全確認を迅速に行い、必要に応じ児童相談所での一時保護措置や守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会を通じて見守りを行うことができた。	
エ 児童虐待の防止	【住民基本台帳事務における支援措置】 児童虐待の被害者保護のため、支援措置申出により、被害者に係る住民基本台帳の閲覧、住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写し等の交付制限を行う。	総合窓口課	12月末現在 支援措置実施件数 1件 ※女性の人権 イ 女性に対する暴力の防止 支援措置実施件数と重複	配偶者暴力防止法に基づく申出者の子ども等の保護のため有効であると考えられる。	

(1) 施策の方向	(2) 【事業名】 事業の内容	所管課	(3) 事業実施状況(R1年度)	(4) 課題、対策及び効果	(5) (1)を今後実施する予定がある 場合の事業名とその内容
高齢者の人権					
ア 虐待の早期発見・対応	<p>【地域包括ケアシステムの構築】 地域で高齢者が安全で安心して生活できるよう、地域で互いに支えあう豊かな街づくりを行う。</p>	介護福祉課	<p>・「見守り活動等に関する協定」を新たに5事業所と締結し、54事業所による70箇所の見守り拠点を整備した。 ・見守り活動等協力事業所情報交換会 期日：9月18日 19事業所21名参加 内容：虐待等の早期発見に向けた連携体制づくり</p> <p>・市内事業所の職員を対象とした虐待対応の研修会を実施した。 期日：6月24日 26名参加 講師：茨城県社会福祉士会 上田和寿氏 内容：高齢者虐待における基礎知識、養護者に対するの支援、事例を用いたグループワーク</p>	高齢者虐待は、予防、早期発見・早期対応が重要であるため、医療機関、介護サービス事業所等との連携及び啓発を強化する必要がある。そうすることで、「虐待の疑い」の段階で通報しやすい体制となることだけではなく、虐待予防にも繋がると考えられる。	
イ 権利擁護事業の推進	<p>【高齢者権利擁護事業】 高齢者虐待防止に関する啓発を進めるとともに、虐待への対応や防止、養護者への支援を行う。</p>	介護福祉課	<p>・事業所の介護支援専門員、民生委員、家族、本人等からの高齢者虐待に関する相談を受け、対応した。 実績：10件</p>	成年後見制度を知らず、相談に結びつかないケースもあるため、市民への講演会や事業所のケアマネジャーへの研修を行い制度の周知に取組む。そうすることで、権利が守られ、自立し安心した生活を営むための支援につなげることができる。	
	<p>【高齢者権利擁護事業】 高齢者の成年後見制度などの権利擁護に関する相談対応を行う。</p>	介護福祉課	<p>高齢者の成年後見制度利用に関する相談を受け、対応した。 実績：25件</p> <p>・市内事業所の職員を対象とした成年後見制度の研修会を実施した。 期日：7月10日 27名参加 講師：法テラス牛久法律事務所 漆川雄一郎氏 内容：成年後見・任意後見制度とは、法定後見制度の現況、後見人の実務について</p>	成年後見制度を知らず、相談に結びつかないケースもあるため、市民への講演会や事業所のケアマネジャーへの研修を行い制度の周知に取組む。そうすることで、権利が守られ、自立し安心した生活を営むための支援につなげることができる。	
ウ 地域での相談・支援体制の推進	<p>【地域包括ケアシステムの構築】〔再掲〕 高齢者が安全で安心して生活できるよう、地域で互いに支えあう豊かなまちづくりを行う。</p>	介護福祉課	<p>・「見守り活動等に関する協定」を新たに5事業所と締結し、54事業所による70箇所の見守り拠点を整備した。 ・見守り活動等協力事業所情報交換会 期日：9月18日 19事業所21名参加 内容：虐待等の早期発見に向けた連携体制づくり</p> <p>・市内事業所の職員を対象とした虐待対応の研修会を実施した。 期日：6月24日 26名参加 講師：茨城県社会福祉士会 上田和寿氏 内容：高齢者虐待における基礎知識、養護者に対するの支援、事例を用いたグループワーク</p> <p>・守谷市権利擁護関係機関情報交換会 期日：令和元年11月15日 出席者：家裁、弁護士、司法書士、県社協など 内容：当市での成年後見制度利用促進に係る取組状況と実績、権利擁護事例紹介、成年後見制度利用促進基本計画策定に向けた取り組み予定について</p>	高齢者虐待は、予防、早期発見・早期対応が重要であるため、医療機関、介護サービス事業所等との連携を強化する必要がある。そうすることで、「虐待の疑い」の段階で通報しやすい体制となる。	

(1) 施策の方向	(2) 【事業名】 事業の内容	所管課	(3) 事業実施状況(R1年度)	(4) 課題、対策及び効果	(5) (1)を今後実施する予定がある 場合の事業名とその内容
高齢者の人権					
ウ 地域での相談・支援体制の推進	<p>【総合相談事業】 地域包括支援センターが、高齢者のあらゆる相談を受けるとともに、地域の相談窓口としての在宅介護支援センターに相談業務を委託する。</p> <p>【認知症サポーター等養成事業】 認知症についての理解を深めてもらい、できる範囲での支援を行う認知症サポーターを養成する講座を開催する。</p>	介護福祉課	<p>地域包括支援センター及び在宅介護支援センターにおいて、保健師、主任介護支援専門員、介護支援専門員、社会福祉士等が窓口、電話、訪問先等において、高齢者やその家族、民生委員等からの相談を受け、解決までの支援を実施した。 実績：500件</p> <p>市民、金融機関、民間企業、学校等において実施した。 実績：9回、延べ350人</p>	<p>あらゆる人のあらゆる相談に応じるため、地域に向いてネットワークを構築を検討することで、適切なサービスの提供や援助を継続的に行うことができ、相談しやすい環境を整えることができる。</p> <p>認知症を正しく理解した「認知症サポーター」を養成することで、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する応援者による支援を広げることができる。</p>	
障がい者の人権					
ア 障がいのある人への理解促進と社会参加への支援	<p>【障害者週間の周知】 障害者基本法により、毎年12月3日から12月9日までを「障害者週間」に規定されている。この期間中、庁舎正面に懸垂幕の掲出をし、広報に関係記事を掲載するとともに、障がいに対する勉強会や講演会を開催し、障がい者への理解促進を図る。</p> <p>【就労移行支援事業の利用促進】 市内の事業所にて就労移行支援事業を実施しており、ハローワークと連携し、就労に結び付けられるよう支援を行っていく。</p> <p>【精神保健事業】 こころの病に対してテーマを決めて正しい知識の啓発を実施している。</p> <p>【守谷駅自由通路及びペDESTリアンデッキの清掃】 障がい者の自立及び社会参加を支援するとともに、障がい者の福祉の増進に寄与する。</p> <p>【市職員への採用】 障がい者の自立と社会参加の促進を目指して、計画的な職員採用を行っている。</p>	<p>社会福祉課</p> <p>社会福祉課</p> <p>保健センター</p> <p>建設課</p> <p>総務課</p>	<p>12月3日から12月9日までの「障害者週間」について、市広報紙に広報記事を掲載したほか、同期間中に、市役所正面玄関に懸垂幕を掲出するほか、庁舎モニターにおいて市障がい者週間のPRを実施することにより、障がい者への理解の促進を図った。また、守谷中央図書館において、障がい者団体の活動状況や作品の展示を行った。</p> <p>市内の6事業所(レジーア、守谷市障がい者福祉センター、ゼロポイント、ワークショップリベルテ、KUKURU、iforwardもりや)において就労移行支援事業・就労継続支援事業を実施しており、就労に結び付けられるよう支援を行っている。 3月に、障がい者福祉サービス事業所連絡協議会に入っている就労系サービスを提供する事業所と会議を開催し、障がい者就労を支援するためのネットワーク作り等を議題として協議を行った。</p> <p>精神保健福祉ボランティア講座 10月に4回実施。実人数5人が参加。 3月にメンタルヘルスに関する講座を2回開催。</p> <p>・障がい者2団体が自由通路を清掃 団体①：156回、279人 団体②：168回、469人 ・障がい者1団体がペDESTリアンデッキを清掃 87回、193人</p> <p>【常時勤務の障がいのある市職員数】 (令和元年6月1日現在) ・重度身体障がい者：4名 ・重度身体障がい者以外：6名</p>	<p>障がい者週間をはじめとする様々な機会を通じて、障がいについての理解促進・啓発を実施し、障がいの有無によって分け隔てられることのない社会の実現を目指す。</p> <p>実際に就労に繋がるケースが少ないため、ハローワークや企業と連携して、障がい者雇用の拡大を目指す必要がある</p> <p>偏見もあることで参加者の伸び悩みがある。今後も啓発事業を続ける必要がある。</p> <p>TX開業時より実施している。今後も継続することで、障がい者の福祉の増進に寄与する。</p> <p>【課題】 障がいのある市職員が働きやすい職場環境の整備(ユニバーサルデザインなど)。 【対策】 守谷市公共施設等総合計画において、施設改修時等に提案・検討していく。</p>	

(1) 施策の方向	(2) 【事業名】 事業の内容	所管課	(3) 事業実施状況(R1年度)	(4) 課題、対策及び効果	(5) (1)を今後実施する予定がある 場合の事業名とその内容
障がい者の人権					
イ 障がいのある方の 権利擁護と自己決定の尊重	【成年後見制度利用支援事業の実施】 障がい者の権利を擁護するため、守谷市成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき支援事業を行っていく。	社会福祉課	利用実績なし。	制度の周知が必要である。	
	【障がい福祉サービス利用の支援】 障がい者が必要とする障がい福祉サービスの利用を支援するために、「障がい福祉のしおり」に事業所の一覧を掲載し、利用できる福祉サービスの周知を図っていく。	社会福祉課	障がい者が必要とする障がい福祉サービスの利用を支援するために、「障がい福祉のしおり」に事業所の一覧を掲載し、また、窓口には各事業所のパンフレットを配布するよう便宜を図り、事業所の周知を図っている。また、守谷市障がい福祉サービス事業所連絡協議会の展示コーナーを庁舎に設けるほか、同会が作成したマップ(市が補助金を交付)やパンフレットを配布している。		
	【精神保健事業】 当事者、家族からの相談を実施している。相談者が自分の生活について自己決定ができるようにする。	保健センター	精神保健福祉ボランティア講座:10月に4回実施、参加実人数5人 メンタルヘルスに関する講座:3月に2回実施	偏見もあることで参加者の伸び悩みがある。今後も啓発事業を続ける必要がある。	
ウ 生活環境ネットワークの形成	【守谷市地域自立支援協議会の活用】 平成24年2月に守谷市地域自立支援協議会を設置し、数ヶ月に1回の頻度で障がい者支援や福祉サービスの利用について協議を行っている。また、住み慣れた地域で在宅の寝たきり・認知症老人、重度障がいのある要援護者が在宅サービスを利用できるように、福祉・保健・医療の各サービス機関が連携する在宅支援システムの構築を図っていく。	社会福祉課	今年度は5・7・9・1月に開催し、障がい者が住み慣れた地域に必要な支援を受けながら生活していくことができるように、福祉・保健・医療の各サービス機関が連携する在宅支援システムの構築を図った。	地域自立支援協議会の運営に関し、より積極的な支援ができるよう、障がい者や権利擁護等を専門的に協議する分野別部会の設置を検討する必要がある。	
エ 特別支援教育の充実	【インクルーシブ教育の実施】 インクルーシブ教育の理解促進と充実を図る。域内の教育資源を組み合わせ共有し、障がいのあるなしに関わらず、誰もが平等に教育を受けるシステムであり、一人一人の児童生徒に細やかな支援を行う。	指導室 ※令和3年度から 学校指導課に名称変更	・各校、年4回の守谷市教育支援委員会に向け、校内教育支援委員会を開催している。 ・各校で個別に支援が必要な児童生徒への合理的配慮の検討を行っている。また、実践や課題について共有化を図るとともに、各校の実態に応じた取組を推進している。	特別支援学級、通常学級にかかわらず、支援が必要な児童生徒が等しく教育を受ける権利を保障していく意識が高まっている。 個別の支援が必要な児童生徒への指導・支援の充実を図るために、教職員の専門性の向上が課題である。	
	【守谷市総合教育支援センターの活用】 ・教育全般や子育てに関するさまざまな問題、また小学校入学前のお子さんの心身の発達や就学に関わる相談を受け付け、支援を行う。 ・相談の対象を小学生から一般の方々まで広げ、幅広く相談に対応していく。	指導室 ※同上	・教育相談や電話相談、各学校からの発達検査依頼に応じて支援活動を行った。 発達検査実施件数:未就学児童11件、小学生21件、中学生4件 ・教育相談から、適切な教育支援につながるよう、関係諸機関との連携を図った。	・発達障害に対する保護者の理解が進み、検査を希望する件数が増えつつある。それに伴い、検査を行うことができる人員をさらに増やしていく必要がある。	
	【市教育支援委員会による調査、審議】 支援が必要な児童生徒の適正な就学指導及びこれに関わる必要な事項について調査、審議し教育支援体制を整える。	指導室 ※同上	・年4回(7月、10月、11月、1月)守谷市教育支援委員会(委員15名、専門委員13名)を開催した。 審議件数:未就学児童25名、就学児童生徒65名 ・保育所(園)、幼稚園、療育教室、守谷市総合教育支援センター等と連携し、未就学児の見取りを行った。	・本年度、通級指導教室が2校(守谷小・郷州小)に開設された。今後も充実した支援ができるよう研修を重ねていきたい。 ・支援を必要とする児童生徒に対して、一貫した適切な教育支援が行えるため、「相談支援ファイル」を保護者に積極的に活用してもらえようとするのが課題である。	
	【特別支援教育就学奨励費】 就学のため必要な経費について、その費用の一部を補助する。特別支援学級在籍者が対象で、所得の審査を行っている。	学校教育課	12月1日現在で、小学生60名中学生26名が認定を受けている。 主な費目は、学用品通学用品購入費、新入学児童生徒学用品費、学校給食費で年間29,000円から63,000円が支給されている。	保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及を図ることができる。	
【児童発達支援】 発達に心配のある未就学児童及びその保護者に対して、療育指導(個別指導・集団指導・水療育)を実施する。	社会福祉課	12月末現在 利用契約者数122名 延利用回数(指導回数)1,782回 利用日数(指導日)169日	療育の実施により、対象児の発達や社会性の向上及び保護者支援により対象児の特徴や対応についての理解を促すことができた。		

(1) 施策の方向	(2) 【事業名】 事業の内容	所管課	(3) 事業実施状況(R1年度)	(4) 課題、対策及び効果	(5) (1)を今後実施する予定がある 場合の事業名とその内容
障がい者の人権					
オ 虐待の早期発見・対応	<p>【障がい者虐待防止センターの設置】 平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」により、障がい者虐待防止センターを市に設置している。また、虐待を受けた障がい者の一時的な保護施設を市外施設に2箇所確保し、緊急的な措置に備えている。障がい者虐待への対応については、国で作成したマニュアルに基づき、県・警察と連携を図り、虐待の未然防止や虐待発生時の迅速な対応を図るよう体制を整備する。</p> <p>【障がい者虐待防止への周知】 市において障がい者虐待防止に関するパンフレットを用意し、市内障がい福祉事業所、民生委員児童委員、地域自立支援協議会委員等に配布し周知を図る。</p>	社会福祉課	<p>今年度は虐待が疑われるケースの通報が1件あった。警察や民生委員と連絡を取り合い、訪問を行った。実際には虐待に結び付く案件ではなかったが、今後の生活等も考慮し、福祉サービスにつなげるように現在対応しているところである。</p> <p>相談支援連絡会において障がい者虐待の防止について周知を行うとともに、障がい者虐待の防止及び早期発見・通報について、周知及び依頼を行う予定である。</p>	<p>虐待の認定に関し、その内容や虐待を受けた障がい者及び虐待を行った養護者への支援方法等について、緊急時に円滑に対処するよう具体的な処遇を県や関係団体と連携し、職員のスキルアップを図る必要がある。</p>	
同和問題					
ア 差別意識の解消に向けた教育・啓発の取組	<p>【同和対策啓発事業】 同和問題は、基本的人権にかかわる重要な問題であり、問題解決のためには、市民一人ひとりが、人権や差別について深く学び、正しく理解する必要がある。市民の正しい理解と認識を促進する手段として、啓発活動及び研修会等を実施する。また、同和関係運動団体が主催する研修会への参加を通して同和問題の早期解決に向けた取組を推進する。</p> <p>【主催講座における人権啓発】〔再掲〕 講座カリキュラム内に人権啓発DVD作品を鑑賞する時間を設け、学習の機会とする。</p>	市民協働推進課 ※令和3年度から人権推進課(新設)が担当	<p>同和問題をはじめ、人権問題に関する正しい認識と理解を深め、差別解消を図るため「人権教育講演会」や「人権問題職員研修会」を実施した。</p> <p>同和関係運動団体が主催する研修会へ積極的に参加した。</p> <p>茨城県対応4団体主催の研修会 10回 延べ110名参加</p>	<p>市民一人ひとりが、人権が尊重された社会の確立に向けて、人権問題を自らの課題として捉え、豊かな人権感覚を育てていくために今後も、人権啓発や研修会が必要である。</p> <p>講座受講生という、年齢や生活環境は多様だが興味を同じくする市民に、学習機会および感想・意見を交わせる場を提供することができた。</p>	
イ 就労、産業を支援するための取組	<p>【職業相談事業】〔再掲〕 ハローワーク常総との連携により、地域住民の雇用促進と職業の安定を目的として職業相談会を開催。</p>	市民協働推進課 (文化会館) ※同上	<p>年6回、ハローワーク常総の職業指導官による出張相談会を開催。対策地域住民の雇用促進と職業の安定を目的として職業相談会を開催した。広報、ポスター、ホームページでの周知のほか、生活相談員を通じてポスター・チラシなどの案内を地域住民に向け配布している。</p> <p>相談会の参加者：12人</p>	<p>・ホームページに開催記事を掲載するなど、周知に努めているが、雇用情勢の変化(人手不足)から、相談人数は減少している。</p> <p>・身近な場所での相談会で就職や職業訓練などの情報を得られ、雇用促進と職業の安定に寄与することができる。(本来の目的が、対策地域住民に向けた相談会である。)</p>	
ウ 地域交流を促進するための取組	<p>【東板戸井集会所施設維持管理事業】〔再掲〕 生涯学習の場として、市民に活動場所を提供することにより、市民相互の交流を図る。</p>	生涯学習課	<p>生涯学習の場として、市民に活動場所を提供することにより、市民相互の交流を図る。</p> <p>定期使用：手編み、民謡、書道 定期使用以外：出前サロン、子供会、シニアクラブ、自治会等</p>	<p>施設の老朽化により計画的に補修等を行う。大規模改修が必要になった場合、他の施設との機能統合等を検討する必要がある。</p> <p>補修等による環境整備を行うことにより、安全な活動場所の提供ができる。</p>	<p>生涯学習の場として、市民に活動場所を提供することにより、市民相互の交流を図る。</p>

(1) 施策の方向	(2) 【事業名】 事業の内容	所管課	(3) 事業実施状況(R1年度)	(4) 課題、対策及び効果	(5) (1)を今後実施する予定がある 場合の事業名とその内容
外国人の人権					
ア 共生意識、異文化理解の促進	<p>【国際交流推進事業】 青少年海外派遣、姉妹都市交流を行い、国際交流の推進を図る。</p> <p>【国際教育の実施】 ・小中学校に、1人以上のALT講師(外国語指導助手・大規模校には2名)配置による児童生徒の英語力とグローバル感覚を向上させる。 ・小学校1～4年生対象の「ALTとあそぼう・話そう」を実施し、英語や異文化に対して一層の理解を図る。 ・小学校5～6年生及び中学校1年生対象の「イングリッシュ・キャンプ」を実施し、ALT講師と1日を英語だけで過ごしながら、英語や異文化に対しての体験的な理解を深める。</p>	<p>市民協働推進課</p> <p>指導室 ※令和3年度から 学校指導課に名称変更</p>	<p>・青少年海外派遣事業として、中高生10名、市民1名、職員1名をマインブルク市に派遣し、交流を行った。 ・国際姉妹都市グリーリー市の学生訪問団14名が6月20日～25日に来市し、市民延べ98人との交流の機会を創出した。</p> <p>・小学校の全ての外国語学習(小学校1年生が実施)にALT講師が参加し、英語ネイティブスピーカーとの交流により英語力及びグローバル感覚の向上を図っている。特に中学校では、自分自身の考えや気持ちを積極的に世界に発信することができる生徒の育成を目指して、自己表現活動等においてALT講師とかかわりながらグローバルな視点でのコミュニケーション能力の向上に努めている。 ・「ALTとあそぼう・話そう」は、6回(5, 6, 7, 9, 10, 12月)開催し、延べ約496人の小学生が参加した。 ・小学校5・6年生及び中学校1年生を対象とした「もりやイングリッシュ・キャンプ」を2回(7, 10月)開催し、ALT講師と調理や理科実験、英語による発表等を行い、1日を英語で過ごす体験活動を行った。市内小中学生延べ62名が参加した。</p>	<p>継続的な姉妹都市交流を行うことで、国際交流に興味を持つ市民が増え、新規のホームステイ受入希望家庭の増加につながった。</p> <p>・本市児童生徒、及び保護者の英語教育に関する興味・関心は高い。今後も保幼小中高一貫教育の観点から英語教育を充実させ、グローバル化に対応した人材育成を図っていききたい。</p>	
イ 暮らしやすい環境づくりの推進	<p>【外国人に理解しやすい情報提供】 外国人来庁及び電話等による問合せ時に職員、国際交流員による通訳を行い、利便性を高める。</p> <p>【やさしい日本語講座】 災害時等、外国人への情報発信方法が課題となっており、英語圏以外の外国人への対応として、高度な日本語能力を必要としない「やさしい日本語」による情報発信が求められている。市の取組として、職員を対象に「やさしい日本語講座」を開催する。</p> <p>【外国人用クリーンカレンダーの配布】 転入等に伴い、生活環境課で作成した、外国人用クリーンカレンダーの配布を行う。(英語・中国語・ポルトガル語・韓国語)</p>	<p>市民協働推進課</p> <p>市民協働推進課</p>	<p>転入、転出業務、生活保護相談、保育所入所申請、市営住宅入居申請などについて各課において通訳補助を実施。</p> <p>外国人の転入手続きの際、随時外国人用クリーンカレンダーを配布する。</p>	<p>英語による情報発信・通訳等は促進されつつあるが、英語圏以外の外国人に対する情報発信の対策として、高度な日本語能力を必要としないやさしい日本語による情報発信の必要性が高まっている。</p> <p>多言語表記のクリーンカレンダーを配布することは、外国人の方に暮らしやすい環境を提供するため有効であると考えている。</p>	
感染症・難病患者等の人権					
ア 正しい知識の普及・啓発と理解の促進	<p>【健康教育の推進】 保健学習「健やかな成長」「栄養と健康」「運動と健康」等の単元を中心に、男女の成長の特徴を理解させ、望ましい異性観や正しい性意識の形成を図る。</p>	<p>指導室 ※令和3年度から 学校指導課に名称変更</p>	<p>保健学習や社会の授業を通して、心身の成長、望ましい異性観などについて学習してきた。</p>	<p>・発達段階に応じた保健学習等を通して、望ましい価値観の育成や、健やかな心身の成長に努めてきた。 ・今後も継続支援が必要である。</p>	
イ 保健所等関係機関との連携	<p>【竜ヶ崎保健所や医療機関との連携】 感染症や難病患者等に対する専門的知識に基づく保健指導や相談について連携する。</p>	<p>保健センター</p>	<p>現在のところ、感染症や難病患者等に対する専門的知識に基づく保健指導や相談はない。</p>	<p>今後相談ケースが発生した場合は、医療機関・保健所等と連携しながら援助していく。</p>	
刑を終えて出所した人の人権					
偏見や差別の意識を解消するための啓発	<p>【社会を明るくする運動の実施】 立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをするために、「社会を明るくする運動」を通じ、偏見を解消するための啓発活動を実施する。</p>	<p>社会福祉課</p>	<p>取手地区保護司会守谷支部及び守谷市更生保護女性会と連携し7月7日に常総運動公園体育館にて啓発映画会(参加者約400人)及び守谷駅にて駅頭キャンペーンを実施し啓発活動を行った。</p>	<p>啓発映画会と駅頭キャンペーンの実施により両会の活動及び更生保護活動を周知すると共に、市民の意識の向上を図ることができた。 課題は、犯罪が低年齢化していることから、小学生への犯罪予防啓発活動の機会を確保し充実を図る必要がある。</p>	

(1) 施策の方向	(2) 【事業名】 事業の内容	所管課	(3) 事業実施状況(R1年度)	(4) 課題、対策及び効果	(5) (1)を今後実施する予定がある 場合の事業名とその内容
犯罪被害者等の人権 被害者支援に関する取組	【犯罪被害者週間の周知】 毎年、「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の一週間が「犯罪被害者週間」と定められており、広報やHPに 関係記事を掲載することにより犯罪被害者等の置かれた状況等 についての理解を深める。	社会福祉課	・10月27日開催のお仕事フェスティバル(主催:(一社)茨城南青年会) において取手警察署被害者支援啓発活動に参加し、パンフレットの配 布、広報掲示板を活用した広報活動を実施 ・11月11日開催の犯罪被害者支援講演会(主催:(社)いばらき被害者 支援センター、会場:県庁講堂、参加者:約200名)に参加し、また、犯 罪被害者週間に合わせポスターの掲示及びパンフレットを設置し啓発。 ・11月22日に取手警察署にて開催された令和元年度取手地区被害者 支援連絡協議会総会に出席 ・いばらき被害者支援センターのPRカードを市役所庁舎、市内公民館、 市内児童館に設置	課題としては、県公安委員会指定の犯罪被害者等 早期援助団体である(社)いばらき被害者支援セン ターや被害者の状況に関して、市民への広報が行 き渡っていない状況がある。対策として、引き続き 啓発、広報活動を実施する。	
インターネット等による人権侵害					
ア 情報モラルの向上	【情報教育推進委員会の実施】 研修会や公開授業を通して、教職員が情報スキルの向上を 目指す。また、情報モラル教育の必要性について認識し、これら を児童生徒へ還元する。	指導室 ※令和3年度か ら 学校指導課に名 称変更	・年5回情報教育推進委員会を実施し、情報モラルに関する情報交換を 行っている。有効な実践を共有化し、各校での実践を図っている。 ・本年度より推進している「守谷型EdTech(エドテック)」に基づき、各校 でICT支援員を活用した、発達段階に合わせたICT機器を活用した授業 実践及び情報モラル向上の授業を行っている。(各学校年2回以上の 実施)	・情報モラルの必要性及びICT機器の利用及び効果 については、教職員の意識が高まっている。 ・一人1台のタブレット端末の導入に向けて、情報モ ラルに関する指導を学校全体で行えるようにした い。	
	【市ホームページにおける人権を尊重した表現の推進】 高齢者、視覚障がい者、子ども等にも平等に情報閲覧が可能 なよう、アクセシビリティの維持、向上を図る。	秘書課	4月4日に新規採用職員、6月28日に各課ホームページ担当者を対象 に、アクセシビリティについて説明した。 ホームページの最終チェック時に、表現について再確認した。	アクセシビリティについて研修会で説明し、参加職員 から理解を得ることができた。 ホームページの最終チェック時の再確認で、二重 チェックをすることができた。	
イ 学校における情報 教育の推進	【メディアリテラシー教育の実施】 ・小中学校ともに、特別活動等を利用し、メディアリテラシーに ついて学習する。 ・外部講師を招きケータイ・ネット安全利用に関する講習会を 実施する。	指導室 ※令和3年度か ら 学校指導課に名 称変更	・各小中学校でケータイ・ネット安全利用に関する講習会を実施した。ま た、保護者の参加を呼びかける学校が見られた。 ・守谷市小中一貫情報教育指導計画を策定し、メディアリテラシーにつ いて発達段階に応じた指導が行われている。	・情報モラルに対する児童生徒の意識は高まってき ている。 ・情報モラルの大切さを認識する一方で、携帯電 話、スマートフォンを媒介としたトラブルは見られる。 今後は、小学校の中学年や保護者も含めた啓発活 動が重要である。	
その他の人権問題					